

令和6年度国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿（令和6年8月15日現在）

○ 公益代表

選 出 区 分	氏 名	任 期
社会福祉協議会	三 浦 義 光	令和6年8月15日から令和9年3月31日
区 長 会	澤 井 淳 子	令和6年4月1日から令和9年3月31日
民 生 委 員	大 木 晴 美	令和6年4月1日から令和9年3月31日
商 工 会	伊 藤 肇 章	令和6年4月1日から令和9年3月31日

○ 医療代表

選 出 区 分	氏 名	任 期
医 師	奥 村 明 彦	令和6年4月1日から令和9年3月31日
医 師	小 笠 原 誠	令和6年4月1日から令和9年3月31日
歯 科 医 師	佐 藤 文 昭	令和6年4月1日から令和9年3月31日
薬 剤 師	山 田 安 夫	令和6年4月1日から令和9年3月31日

○ 被保険者代表

選 出 区 分	氏 名	任 期
農 業 代 表	伊 藤 美 紀 枝	令和6年4月1日から令和9年3月31日
農 業 代 表	木 村 里 美	令和6年4月1日から令和9年3月31日
商 業 代 表	山 田 友 子	令和6年4月1日から令和9年3月31日
商 業 代 表	伊 藤 恵 美 子	令和6年4月1日から令和9年3月31日

○ 被用者保険代表

選 出 区 分	氏 名	任 期
市内JA支店長代表	増 田 世 一	令和6年8月15日から令和9年3月31日

国民健康保険事業の運営に関する協議会会長の選任について

弥富市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（抜粋）の第4条に、

「協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員の選挙により定める。」とあります。

社会福祉協議会会長に三浦義光氏が選任されたことにより、新たに本協議会の会長を選出するものです。

先回の協議会でお示したように慣例として市側から指名をさせていただいたおり、会長には三浦義光氏を指名させていただきたいと思います。

また、あいち海部農協の合併により被用者代表を増田世一氏にお願いすることになりました。

議案第 号



弥富市国民健康保険条例の一部改正について

弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 月 日提出

弥富市長 安 藤 正 明

提 案 理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、改正する必要があるからである。



弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 国民健康保険の被保険者証が廃止されることにより国民健康保険法中の被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されることに伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、令和6年12月2日から施行することとした。



弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例

弥富市国民健康保険条例（昭和34年弥富町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

案

弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
(過料) 第10条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないときは、10万円以下の過料に処する。	(過料) 第10条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。